資料１

忍野村「提案募集型」
ネーミングライツパートナー
募集要領

令和６年 11 月 21 日

忍野村（企画課）

忍野村「提案募集型」
ネーミングライツパートナー募集要領

忍野村では、本村が所管する公共施設等について、施設の愛称を命名する権利を取得する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集することとし、民間事業者等が愛称をつけたい施設を自ら選んで、提案いただくという手法として、提案募集型ネーミングライツパートナー制度を導入いたします。

また、この要領において、募集条件や提出書類等について必要な事項を定めます。

１　はじめに

本募集により、民間企業の豊かな発想力で行政と民間の協働により施設の魅力を高めてまいりたいと考えており、施設の選定や提供いただく対価、ご希望の特典など、ネーミングライツパートナーになっていただく皆様のニーズに合った貢献のあり方をご提案いただきます。

本募集は、年間を通じ相談・応募を受け付けますので、応募いただく皆様の業績向上やイメージアップにも寄与するような提案をお待ちしております。

ネーミングライツは、単なる企業広告ではなく、地域に貢献するという姿勢を明らかにすることにより、企業イメージの向上が図れる取組です。ネーミングライツをご取得いただき、地域貢献企業としての広告宣伝活動を行いませんか。

２　募集の目的

本募集は、施設の愛称を命名する権利を付与する対価として、ネーミングライツパートナーからネーミングライツ料を得て、施設の維持管理及び運営に係る費用に充てることにより、企業等と協働して村民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

３　対象施設等

(1)　提案の対象

ア　村役場庁舎などの公有財産のようにネーミングライツになじまない施設(※1)を除いた村有施設

なお、他の制度等によりすでに愛称が設定されている施設等は対象外となります。

イ　本村が実施するイベント等。

(2)　提案にあたっての留意点

・複合施設全体について導入することができます。

・施設の一部（○○ホール、△△競技場など）についてのネーミングライツも提案可能です。全体がネーミングライツになじまない施設でも、一部には導入できることがあります。

・複合施設の組合せについても提案可とします。

(3)　対象施設

別添資料２に記載のある村有施設（（1）アの施設は除く）。ただし、忍野村フィットネスセンターについては令和７年４月から募集を受付けます。また、資料２に記載のない村有施設についても希望に応じて受付けます。

※1　ネーミングライツになじまない施設の例

ア　村役場等の庁舎

イ　学校、保育所等

ウ　その他ネーミングライツを導入することにより、村民生活や施設運営に支障をきたすおそれのある施設とし、必要に応じて関係者及び村民の意見の聴取等を行うものとします。

4　募集概要

(1)　応募資格

ネーミングライツパートナーとなることを希望する法人等とします。

本社・本店等の所在地については、忍野村内外を問いません。

また、指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合しない者（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）とします。

ただし、忍野村広告掲載基準第３条（※1）に掲げるものに該当しないこと。

【忍野村広告掲載基準抜粋】※1

第3条　次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種

(2)　消費者金融業者

(3)　ギャンブルを営む業種

(4)　規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種や事業者

(5)　法律の定めのない医療類似行為を行う業種

(6)　占い、運勢判断に関する業種

(7)　探偵事務所・興信所等の業種

(8)　特定商取引に関する法律で、連鎖販売取引と規定される業種

(9)　債権取立て、示談引受けなどを行う事業者

(10)　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者

(11)　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

(12)　不当景品類及び不当表示防止法に違反している事業者

(13)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(14)　その他各種法令に違反し、又はそのおそれのある事業者

(2)　愛称命名権の条件、範囲

ア　愛称についての基本的な考え方

ネーミングライツパートナーが命名できる愛称は、施設の一般的な呼称であり、本村が条例で定めている施設名称を変更するものではありません。

施設の愛称として、法人名や商品名を付けることが可能です。

イ　愛称の条件

(ｱ)　愛称は、原則として２５文字以内としてください。また、施設によっては、愛称に含めていただく文字を示す場合があります。

(ｲ)　忍野村広告掲載基準第４条（※2）に該当する名称は使用できません。

(ｳ)　愛称は施設にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から、施設のイメージを損なうことなく、村民や施設利用者の理解が得られるものを提案してください。

(ｴ)　利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ　その他

愛称が定着するまで、条例上の正式名称を併記する場合があります。

【忍野村広告掲載基準抜粋】※2

第4条　次に掲げる内容の広告は掲載しない。

(1)　法令に違反し、又はそのおそれのある広告

(2)　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告

(3)　人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告

(4)　政治性・宗教性のある広告

(5)　社会問題についての意見広告

(6)　美観風致を害するおそれのある広告

(7)　青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告

(8)　その他村の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

(3)　契約期間

原則として３年以上の期間とします。

(4)　命名権料

消費税及び地方消費税相当額を含む年額で提案してください。（一万円単位で提案してください。）

ネーミングライツパートナーから施設に提供する役務や物品などの提案があれば、併せて審査します。

（役務の例）ごみ拾い、清掃、除草作業など

（物品の例）ネーミングライツパートナーの商品等で、施設で使用する消耗品や備品など

※　ネーミングライツパートナーは、毎年度 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に、当該年度分の命名権料を忍野村が発行する納入通知書により、村が指定する口座へ支払うこととします。

ただし、年度途中に契約した場合、月割り計算とし当該年度末までの金額を契約開始月の末日までに、次年度契約月までの金額を 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に忍野村が発行する納入通知書により、村が指定する口座へ支払うこととします。

(5)　ネーミングライツパートナーの特典

ア　施設名称表示（変更）権

愛称による施設名看板（施設内看板）等を本村が指定した場所に設置できます。ただし、看板の仕様、規模等により、別途施設管理者と協議が必要となります。

イ　愛称の浸透・定着支援

本村として、「広報おしの」や忍野村公式ホームページへ掲載し、村民・利用者への浸透を図ります。

ウ　契約更新の優先交渉権

契約期間終了後、引き続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(6)　愛称表示に伴う費用負担

ア　本村及び指定管理者（以下「村等」という。）

(ｱ)　契約締結後に本村等が発行する印刷物やホームページの表示で当該施設が表されている部分の変更

(ｲ)　その他名称変更に伴う周知に係わるもの

※　既存の印刷物については、再印刷するとき等に対応します。
表示変更ができない場合は、個別に協議します。

イ　ネーミングライツパートナー

(ｱ)　施設内外の名称看板（施設看板や道路標識）の表示変更・新設

※　なお、看板新設は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うことになります。（新設の場合は維持管理費を含みます。）

(ｲ)　契約期間終了後の原状回復

※　ネーミングライツパートナーの責任により、契約が中途解約となった場合もご負担願います。

(7)　愛称の使用開始予定時期

応募者の審査、契約終了後、速やかに使用できる手続きを進めます。

※ネーミングライツパートナーとの協議により決定します。

5　提案方法等

(1)　事前相談

提案募集型ネーミングライツの取得を希望する際は、応募する前に必ず「忍野村提案募集型ネーミングライツパートナー事前相談申込書」（様式１）を提出してください。

ただし、提案募集型ネーミングライツパートナーは、対象施設を限定しないで公募を行う提案の自由度を高めた手法を採っておりますが、施設の中にはネーミングライツの導入が適さないものもあります。この事前相談により、ネーミングライツの導入の適否を施設所管課と協議のうえ、ネーミングライツの導入が可能な施設のみ提案をしていただくことになります。

平日の午前８時３０分から午後５時１５分までにあらかじめ電話連絡のうえ、企画課へ持参、又は郵送（書留郵便）及びメール等にて提出してください。

(2)　提案（応募書類の受付）

応募書類の受付期間：令和６年１１月２１日から随時受け付けます。（平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで）

上記(1)の事前相談を行ったうえ、企画課へ持参、又は郵送（書留郵便）にて提出してください。

※　持参の場合の受付時間：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで。

（送付先）

〒401-0592　山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
忍野村役場企画課　宛

(3)　応募書類

「忍野村ネーミングライツパートナー申込書」（様式２）に必要事項を記入し、次の書類を添付してください。

ア　誓約書（様式３）

イ　法人の事業概要を記載した資料（会社案内、パンフレット等）
ウ　法人の定款又は寄附行為
エ　法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
オ　直近３か年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）
カ　直近の事業報告書
キ　法人の納税証明書（国税、地方税の未納がないことの証明書）
※エ、キの証明書は、提出時点における発行後３ヶ月以内のもの

(4)　提出部数
正本１部、副本１部

(5)　応募書類の取扱い
応募書類受付後、忍野村ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案に対する採用の可否を審査し、改めて施設特定型（別紙１参照）の募集を行うことが妥当と判断された場合は、手続きの途中で施設特定型に移行することがあります。
（提出先）
〒401-0592　山梨県南都留郡忍野村忍草 1514
忍野村役場企画課　担当：中島、後藤

(6)　留意事項
ア　応募申込みに係る費用及び契約締結に係る費用は、全額応募者の負担とします。
イ　必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。
ウ　提出された書類等は返却しません。
エ　提出された書類等は関係機関に問い合わせを行う目的で使用することがあります。
また、忍野村情報公開条例に基づき開示することがあります。
オ　ネーミングライツパートナーは、施設等を優先的に使用できるものではありません。

6　選定方法
(1)　一次審査として、「忍野村ネーミングライツパートナー申込書」（様式２）及び添付書類による応募資格審査を実施します。
応募資格を満たしていない者は、失格となります。

(2)　二次審査として、審査委員会において、別に定める選定基準に基づき、金額、愛称名及び地域貢献につながるような提案や応募者の財務能力等の状況について、審査採点して総合得点が最も高い者を、優先交渉権者として決定します。ただし、審査委員会が特に必要と認める場合は、プレゼンテーションを依頼する場合があります。
審査結果は、ホームページ上に掲載するとともに文書にて通知します。

【審査基準】

	評価項目	評価基準	配点
1	応募の趣旨	・本村のネーミングライツの目的に沿っているか	１０
2	愛称、デザインは適切か	・親しみやすいか、分かりやすいか ・施設の管理運営に支障が生じないか	２０
3	提案金額（年額）	・提案金額の妥当性	４０
4	提案期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か	１０

5	施設に提供する役務等の提案及び地域貢献等の実績	・役務の提供等による村民サービスの向上や施設の魅力向上、地域活性化等に関する提案 ・地域貢献等の実績及び計画があるか	２０
合　　計			１００

(3)　ネーミングライツパートナーの決定・契約

ア　優先交渉権者と、契約内容について詳細な協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

　なお、優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次点の応募者と締結に向けて交渉します。

イ　ネーミングライツパートナーが決定した場合は、マスコミに公表するとともに「広報おしの」等村の媒体で積極的に発信します。

ウ　応募内容及び選定結果等については、忍野村情報公開条例に基づき、開示対象となります。

(4)　指定管理者との協議

　施設の管理運営を指定管理者が行っている場合は、調整が必要となる事項について、別途指定管理者と協議していただくことがあります。

(5)　契約の解除

　契約締結後、ネーミングライツパートナーが応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為により本施設のイメージが損なわれるおそれがある場合などには、契約満了を待たずに契約を解除する場合があります。

　ただし、その場合、村は契約の解除に伴う損失等にかかる補償は一切行いません。

7　問い合せ先

（ネーミングライツに関すること）

　忍野村役場　企画課　担当：中島、後藤

　　電　話　０５５５―８４―７７３８

施設の詳細については、該当する所管課に、企画課よりお繋ぎいたします。